

指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 入居優先度判定指針

2017年4月1日改定版

社会福祉法人 礼文福祉会

CONTENTS

1. 本指針の背景と目的

2. 入居判定委員会の進め方

3 - 1. 要介護3以上「判定指針」を用いた入居までのフローチャート

3 - 2. 要介護1・2（特例入所）「判定指針」を用いた入居までのフローチャート

4. 「判定指針」の構成

5. 「入居申込書」等の受理の際の留意事項

6. 「判定指針」の判定要素および判定基準

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入居優先度判定指針

1. 本指針の背景と目的

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入居申込みをするお客様が増加している反面、入居定員等の関係上、迅速な入居が極めて困難となってきた。そこで、何らかの基準を用いて、入居の優先順位を決定し、それに基づいた入居業務を遂行することが求められている。

2. 入居判定委員会の進め方

「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について（老高発0329第1号／厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）」により、すべての指定介護老人福祉施設に待機しているお客様の優先入居等について検討する委員会（以下「入居判定委員会」という。）を設置することとされています。

したがって、同通知に示されている要件を満たした入居判定委員会を各施設ごとに設置することが必要とされておりますが、本会として、入居判定委員会の構成委員、機能、入居判定にあたっての留意事項などについて例示を下記にお示しします。

1. 入居判定委員会の名称

礼宝園入居判定委員会

2. 入居判定委員会の役割

1. 入居申込みを行って入居待機中のお客様について、入居順序の優先順位を確定すること。
2. 空きベッドが生じた場合に、入居を働きかけるお客様の決定に関すること。
3. 入居待機中のお客様について、お客様本人やご家族等との連絡調整を図り、その生活の様子や生活上の課題を把握すること。
4. 入居待機中のお客様を担当している居宅介護支援事業所や保険者等との連絡調整に関すること。
5. その他、入居判定等に関して必要なこと。

3. 入居判定対象者の選定について

1. 入居判定の対象となる者は、入居申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入居（以下「特例入所」とする。）が認められる者とする。
2. 特例入所の要件に該当することの判断に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある事に関し、以下の事情を考慮すること。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3. 要介護1又は2の入居申込者が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入居判定が行われるまでの間に施設と入居申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。

- ① 施設は、入居申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむ得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入居申込みに当たって求めることとすること。
- ② この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入居申込者が特列入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって適宜その意見を求めること。
- ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
- ④ また、入居判定委員会においては、必要に応じて「介護度の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。
- ⑤ 特列入所に関する留意点
 - 1) 要介護1～2の方の入居申し込みに際しては、特列入所に関する要件（やむを得ない事由）を丁寧に説明し、十分な理解を得よう努めること。
 - 2) 受理後の流れについても、丁寧な説明を行い十分な理解を得ること。
 - 3) 特列入所申込者の情報を保険者市町村と共有すること。

4. 入居判定委員会委員

1. 施設職員（施設長、生活相談員、介護職員の代表、看護職員の代表、介護支援専門員の代表等）
2. 医師
3. 地域包括支援センターの担当職員
4. 保険者（市町村）の担当職員

5. 入居判定委員会の開催

1. 委員会は、4ヶ月に1回程度、開催するものとし定例化する。また、随時状況により開催する。
2. 委員会は、施設長が召集する。
3. 記録の作成及び保存については下記のとおり取り扱う。
 - ①施設は、入居に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議内容を記録し、これを2年間保存するものとする。
 - ②施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。

6. 入居待機中のお客様について入居順序の優先順位を確定する手順

1. お客様等から入居申込書および関係資料を受理し、受理簿に必要事項を記載する。
2. 「指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入居優先度判定指針」により、入居優先度について『一次判定』を決定する。
3. 『一次判定』と、入居順序の優先順位を確定するためのその他の勘案事項（「7. 入居順序の優先順位を確定するための勘案事項」参照）について検討し、最終的な優先順位のためのランク付け『総合判定（A～E）』を行う。
4. 『総合判定』に基づいて、入居申込者順位リストに掲載する。
5. 空きベッドが発生した際に、入居申込者順位リストにしたがい、お客様に入居の働きかけを行う。

7. 入居順序の優先順位を確定する際に留意すべき事項

1. 最初に入居申込みを受理した段階で順位付けを行うが、その後、要介護認定の更新申請等により要介護度に変更された場合、介護者等の状況や生活・経済等の状況が変化した場合などには、再度、優先順位の格付を行わなければならない。すなわち、その際には、新たな順位付けが行われることとなる

ので、4ヶ月に1回、優先順位付けの更新を行い、定期的に位置付けを行う。

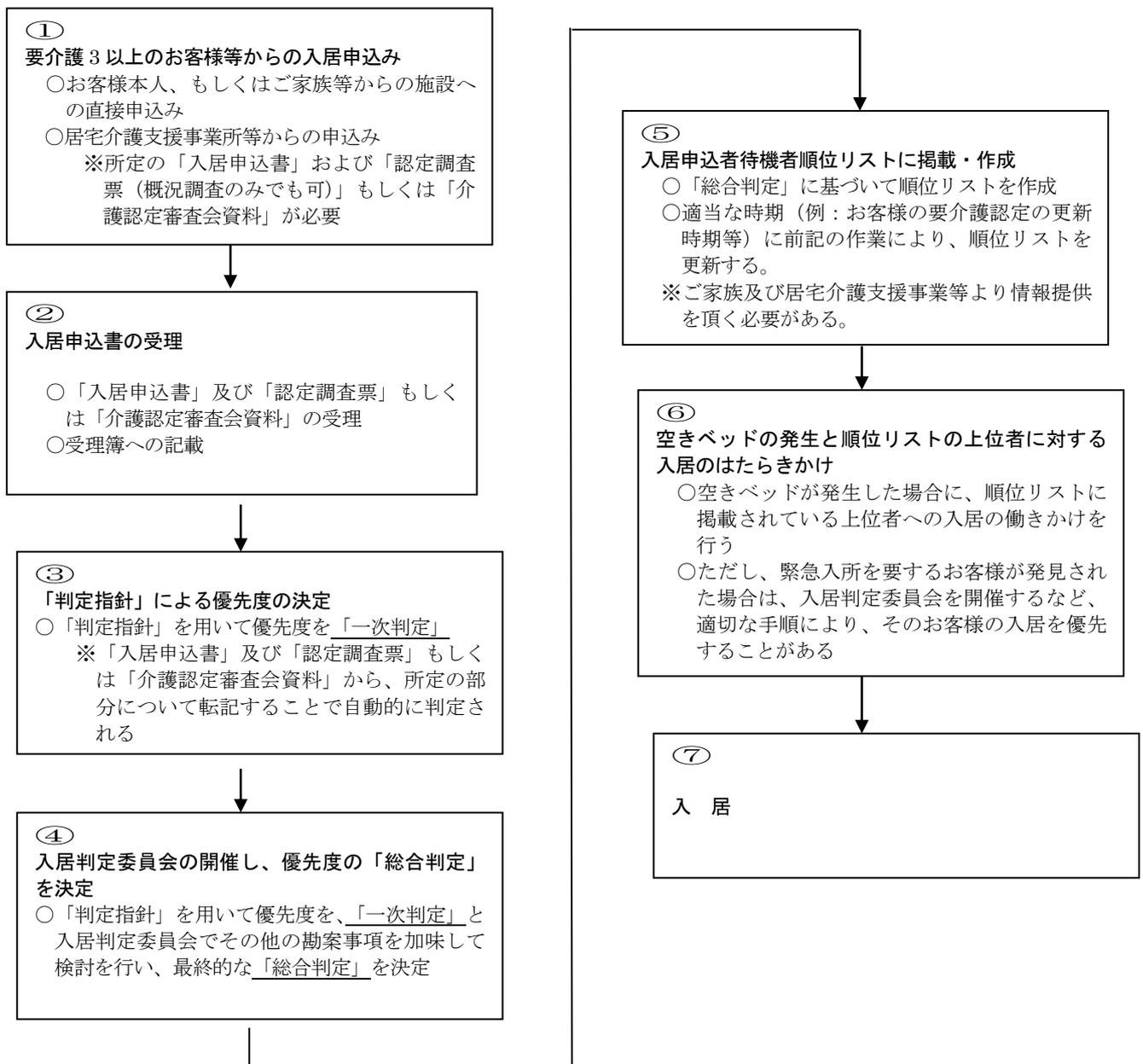
2. 何らかの変化があった場合には、施設側に連絡していただくなど、お客様側や居宅介護支援事業所等との日常的な連絡体制を確立しておく。
3. 急に介護者が死亡したなど、入居のための緊急度が緊迫したケースが生じた場合は、作成された入居申込者順位リストの順位にかかわらず、早急な入居が必要となる場合があることから、その都度入居判定委員会を開催し、検討することが必要である。
4. 同一の『総合判定』であるお客様が複数いる場合には、その中でさらなる順位付けが必要となるが、その順位付けについては、“入居申込年月日（既に経過している待機期間）”“入居希望年月日”などを勘案し決定する。
5. 入居の働きかけを行ったが、その時点での入居を辞退し、入居時期を繰り延べたいというお客様の場合には、再度入居申込をしていただくこととする。その場合、お客様に対して説明を行い、同意して頂くことが必要である。
6. 入居待機していたお客様から、入居辞退の申出があった場合には、入居申込者順位リストから削除する。

7. 入居順序の優先順位を確定するための勘案事項

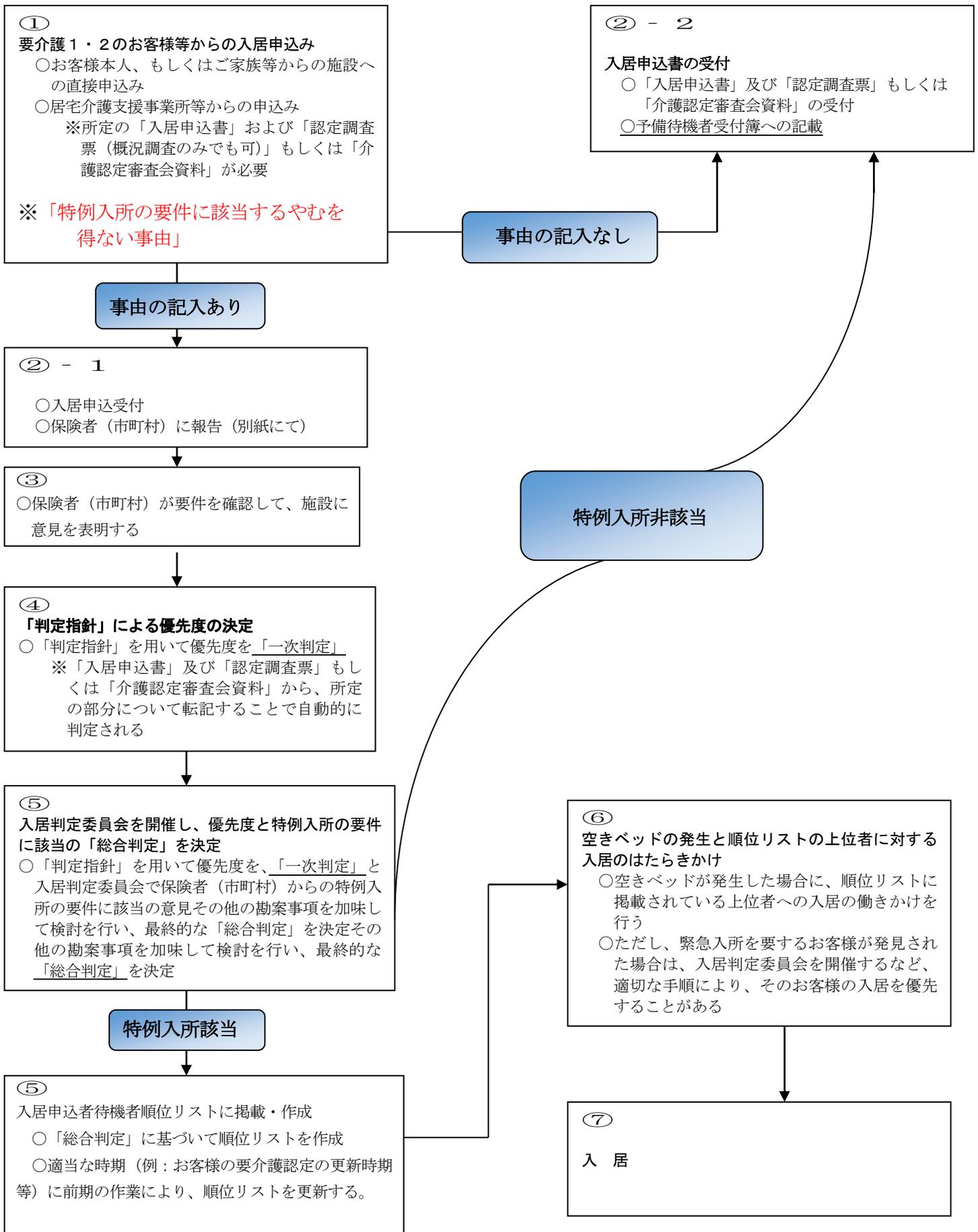
基本的には、各施設でのケースに応じた検討が行われることが望ましいが、概略的には次のような事項が考えられる。

1. 介護者が急で重大な疾病などにより、介護の継続が困難になったような場合への配慮。
2. 家庭内での虐待、災害、事件、事故などにより、介護体制が著しく低下した場合への配慮。
3. 空きベッドが生じた居室の男女別の状況及び個人状況への配慮。
4. 入居希望のお客様が夫婦等で、同時の同室入居を希望する場合への配慮。
5. お客様の要医療状態と、施設がもつ医療機能とのマッチングへの配慮。
6. 施設側の事情等において入居できない状況はないこと。しかし、申込者が重度の認知症等により他入居者との共同生活を送ることが困難であったり、他入居者に対して多大な不利益を被るような状況が予想される場合等は医療機関への受診状況を確認し医療機関との連携をとれるよう配慮。
7. その他、勘案すべき事項への配慮。

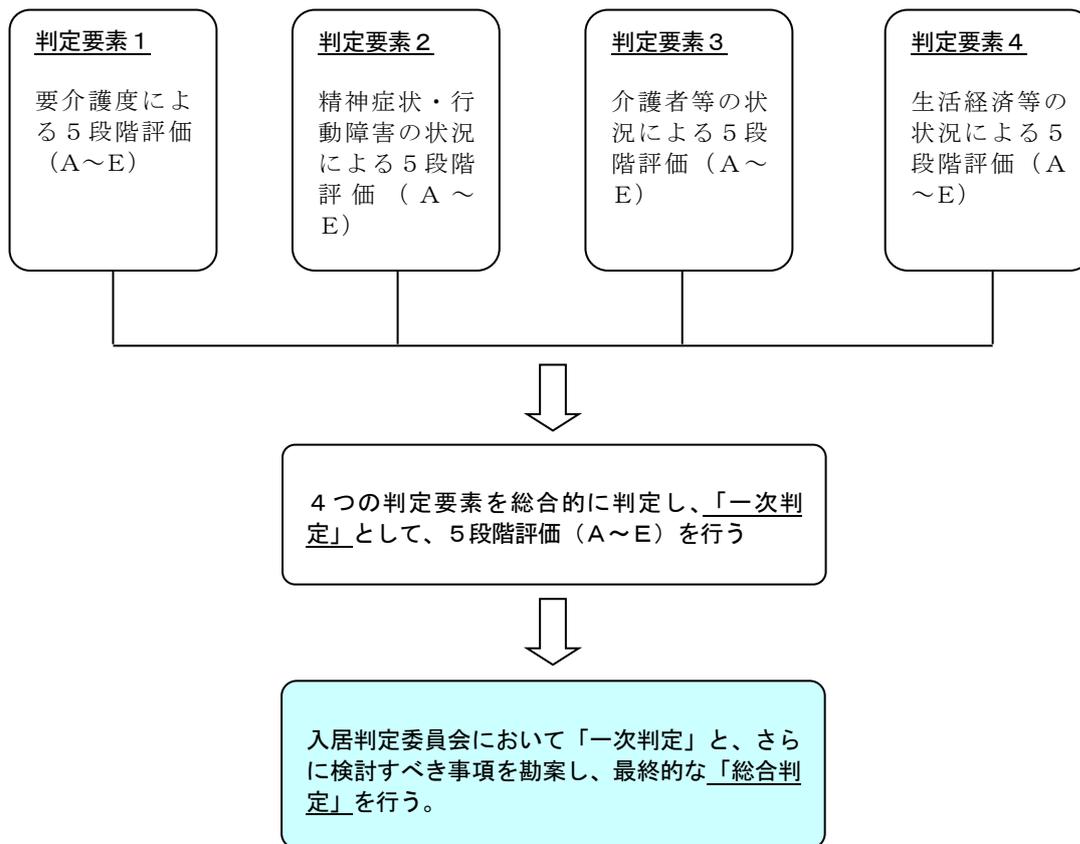
3-1 要介護3以上「判定指針」を用いた入居までのフローチャート



3-2 要介護1・2（特例入所）「判定指針」を用いた入居までのフローチャート



4. 「判定指針」の構成



5. 「入居申込書」等の受理の際の留意事項

1. 「入居申込書」の受理にあたって

1. 「入居申込書」は、お客様本人、ご家族等から受理することを基本とするが、お客様等からの依頼を受けた居宅介護支援事業所や保険者等から受理する場合もあること。
2. 「入居申込書」については、各欄をすべて記入してもらう必要があることから、受理の際に十分精査すること。
3. もしお客様本人やご家族等が記載することができない点がある場合は、担当の居宅介護支援事業所や保険者等からの情報提供の協力依頼をすることとなるが、その場合、お客様側から居宅介護支援事業所や保険者等への情報提供に関する依頼があることが前提となること。

2. 「認定調査票」または「介護認定審査会資料」の受理にあたって

1. この資料については、判定指針の中で「精神症状・行動障害の状況」に関する情報を得るためのものであり、「認定調査票」または「介護認定審査会資料」のどちらか一方の資料で足りるものであること。
2. したがって、「認定調査票」の場合は「基本調査」の『7. 行動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください』の欄のみで足り、「介護認定審査会資料」の場合は、最初の1ページのみで足りること。
3. この資料の受理に関する原則的な流れとしては、①お客様が保険者に該当する資料を請求する⇒②保険者がお客様に資料提供を行う⇒③お客様が入居申込を行う指定介護老人福祉施設に提出する、という手順をふむものであること。ただし、この一連の過程において、必要に応じて居宅介護支援事業所

や保険者等が事務的な援助を行うこともありうること。

4. この資料および「入居申込書」の入手に関して、居宅介護支援事業所や保険者等から協力が得られるよう、北海道保健福祉部介護保険課より関係機関に協力要請が別途、行われる予定である。

6. 「判定指針」の判定要素および判定基準

1. 判定指針の判定要素1＜要介護度＞

要介護5～1を、そのまま5段階に位置付けること。

- ①Aランク＝要介護5
- ②Bランク＝要介護4
- ③Cランク＝要介護3
- ④Dランク＝要介護2
- ⑤Eランク＝要介護1

2. 判定指針の判定要素2＜精神症状・行動障害の状況＞

1. 「認定調査票（概況調査）」等の調査項目の結果をそのまま利用することとし、「要介護度」との考え方でいえば、要介護度はいわゆる“問題行動”をも含み、総合的に勘案しているものであるが、精神症状・行動障害については、在宅等でのケアの難易度に大きく影響する事項であることから、あらためて本基準で判定基準の項目として設定すること。
2. 検討項目の24項目について、それぞれ表中に示している凡例をもとにア、イ、ウで評価し、下記の考え方により5段階に位置付けること。
 - ①Aランク：“イ. ときどきある”と“ウ. ある”の合計項目数が10項目以上
 - ②Bランク：“イ. ときどきある”と“ウ. ある”の合計項目数が7～9項目
 - ③Cランク：“イ. ときどきある”と“ウ. ある”の合計項目数が4～6項目
 - ④Dランク：“イ. ときどきある”と“ウ. ある”の合計項目数が1～3項目
 - ⑤Eランク：24項目とも“ない”というケース

3. 判定指針の判定要素3＜介護者等の状況＞

1. 検討項目を、家族構成、介護者の有無、年齢、健康状態、介護可能時間、要介護者との関係の6項目とし、それぞれ良好な状態から、生活課題があると思われる状態まで3段階（ア. イ. ウ）に分類する。
2. それら6項目について、下記の考え方により5段階に位置付けること。
 - ①Aランク：家族構成が“独居”で、介護者の有無が“介護者はいない”というケース
 - ②Bランク：“イ”と“ウ”の合計項目数が5～6項目
 - ③Cランク：“イ”と“ウ”の合計項目数が3～4項目
 - ④Dランク：“イ”と“ウ”の合計項目数が1～2項目
 - ⑤Eランク：6項目とも“ア”のケース

4. 判定指針の判定要素4＜生活・経済等の状況＞

1. 検討項目を、待機状況、在宅サービス利用率、在宅サービス利用状況、保険料段階、住居の5項目とし、それぞれ良好な状態から、生活課題があると思われる状態まで5段階（ア. イ. ウ. エ. オ）に分類する。
2. それぞれの検討項目ごとに、“ア”に0点、“イ”に1点、“ウ”に2点、“エ”に3点、“オ”に4点の得点を与え、合計点数を算出し、下記によりランクを設定する。
 - ①Aランク：16～20点
 - ②Bランク：11～15点
 - ③Cランク：6～10点
 - ④Dランク：1～5点

⑤Eランク：0点

5. 一次判定について（判定指針により自動的に設定されるランク）

1. 4つの大区分のA・B・C・D・Eに、それぞれ4・3・2・1・0点を与え合計点数を算出する。
2. その合計点数で、最終的に「一次判定」として下記によりランク分けを行う。

①Aランク：12点以上

②Bランク：8～11点

③Cランク：4～7点

④Dランク：1～3点

⑤Eランク：0点